

秋田県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和4年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	上新城土崎港線	秋田市土崎港北三丁目15番65地先から四丁目24番11地先まで

2 供用開始の期日 令和4年3月22日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年3月22日（火）から同年4月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）